

柏市水道施設運転管理業務委託
公募型プロポーザル募集要領

柏市上下水道局

目 次

1	目的，概要等	1
2	参加資格	2
3	全体スケジュール	2
4	参加資格審査申請書類の提出及び資格審査	3
5	提案書の提出	4
6	提案書作成要領	5
7	要求水準書等に関する質疑及び見学	6
8	プロポーザル辞退届	6
9	審査方法	6
1 0	契約に関する事項	7
1 1	その他留意事項	8
1 2	担当課	8

1 目的，概要等

(1) 名称

柏市水道施設運転管理業務委託

(2) 目的

柏市水道施設運転管理業務委託（以下「本業務」という。）は，柏市水道施設の運転管理を包括的に民間事業者に委託し，民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用した専門技術によって，各施設の機能を効率よく発揮し，安心して安全な水道水を安定して供給することを目的とします。

民間事業者選定に当たっては，公募型プロポーザル方式によってプロポーザル参加事業者（以下「参加者」という。）を募集し，柏市上下水道局プロポーザル方式選定委員会（柏市水道施設運転管理業務委託）（以下「委員会」という。）による総合的評価によって本業務の優先交渉権者を決定します。

なお，本業務の説明は，「公募型プロポーザル募集要領（本紙）」，「要求水準書」及び「様式集」から構成され，参加者には，これらの内容を踏まえ，専門性に優れた具体的提案書および価格提案書を求めるものです。

(3) 業務の内容

「柏市水道施設運転管理業務委託要求水準書」によります。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

（ただし，契約締結日から令和7年3月31日については習熟・準備期間とします）

(5) 提案限度価格

限度価格 1, 834, 217, 000円

（上記の金額には消費税相当額を含む。）

(6) 支払い方法

ア 委託金額の支払方法は，契約金額の各年度割り額を業務内容に応じて毎月支払い，5年間で60回の支払いとします。

イ 各回の支払額は，受託事業者が提案する業務計画を基に市と協議のうえ，その額を決定した後，毎月の受託事業者の

報告を受け，市の検査後にその金額を支払います。

2 参加資格

本プロポーザルの参加者は公募日から契約の締結日までにおいて，次の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として「委託」に登録されていること。（共同企業体での参加は不可とします。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又はこの公告の日前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として，再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (5) 柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領（平成 21 年 10 月 1 日制定）に基づく指名停止又は柏市上下水道局入札契約暴力団対策措置要領（平成 27 年 4 月 8 日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (6) 過去 10 年以内に日本国の官公庁が発注した，給水人口が 200,000 人以上かつ施設能力が 70,000m³/日以上の水道事業（用水供給事業を除く）において，24 時間 365 日の運転管理業務等を元請として連続して 3 ヶ年以上受託した実績を有する者であること。
- (7) 本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者に該当しないこと。なお，「資本面において密接な関連のある者」とは，当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し，又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい，「人事面において密接な関連のある者」とは，当該企業の役員を兼ねている場合をいう。支援業務に関与した者

は、以下のとおり。

「株式会社東京設計事務所」

(8) 委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者に該当しないこと。

(9) 社会保険及び労働保険について加入していること。

3 契約締結までのスケジュール

(1) 契約締結までのスケジュール(予定)

日 程	内 容
令和6年7月16日(火)	公募開始 公募型プロポーザル募集要領, 要求水準書, 様式集等の公表
令和6年7月16日(火) ～ 令和6年8月7日(水)	プロポーザル参加資格申請書類の受付
令和6年8月14日(水)	プロポーザル参加資格審査結果の通知
令和6年8月19日(月) ～ 令和6年8月23日(金)	現場見学(必要に応じ) 要求水準書等に関する質疑の受付
令和6年9月3日(火)	要求水準書等に関する質疑の回答
令和6年10月1日(火) ～ 令和6年10月2日(水)	提案書の受付
令和6年10月下旬	提案書のヒアリング
令和6年10月下旬	最優秀提案と優先交渉権者の決定
令和6年11月下旬	業務委託契約の締結

(2) プロポーザル参加資格申請書類及び提案書の受付

ア 受付場所 柏市上下水道局 施設管理課

(柏市千代田一丁目2番32号 3階)

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

ウ 窓口受付とし、その他の方法による受付は行いません。

4 参加資格審査申請書類の提出及び資格審査

(1) 提出書類

プロポーザル参加資格審査申請書（指定様式）、会社概要書、業務経歴書、登記簿謄本（法人登録）、納税証明書、受注実績を証明する書類及び誓約書（指定様式）を添付し、正本1部と副本（写し可）1部提出してください。

(2) 予備審査及び補正

参加資格の予備審査を行います。予備審査の結果は文書で通知します。参加資格審査申請書及び添付書類に不備があった場合には、市が求めるところにより、速やかに必要な補正をしてください。プロポーザル参加資格の確認ができない場合には、参加できません。

5 提案書の提出

プロポーザル参加資格審査の適合者は次の書類を提出してください。

(1) 参加者の経営状況を説明する書類（自由様式）

直近過去3年度分の次に掲げる資料（若しくはそれに相当する資料）を提出してください。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ 株主資本変動計算書

エ 法人税申告書（別紙1、4、5）

オ 販売費及び一般管理費の内訳

カ 売上原価内訳書

キ キャッシュフロー計算書（作成している場合）

ク 営業報告書（作成している場合）

上記の書類をまとめて正本1部と副本（写し可）1部を提出してください。

(2) 提案書（指定様式）

- ア 業務履行計画に関する提案書
- イ 運転管理業務に関する提案書
- ウ 保守管理業務に関する提案書
- エ 修繕業務に関する提案書
- オ その他任意提案書

上記の書類をまとめて正本1部，副本(写し可)10部を提出してください。

(3) 価格提案書(指定様式)

提案価格は，消費税及び地方消費税を除くものとしします。

価格提案書(様式第22号)および業務費内訳明細書(様式第23号)を作成し，封筒に入れ，表面に業務名及びプロポーザル参加者の所在地，商号又は名称及び代表者名を記載し封印して1部提出してください。

6 提案書作成要領

(1) プロポーザル募集要領，要求水準書及び様式集に基づき提出書類を作成してください。

上記の書類は，柏市ホームページ(トップ > しごと・産業 > 入札・契約 > プロポーザル > 募集中 > 柏市水道施設運転管理業務委託の公募型プロポーザル募集)からダウンロードしてください。

(2) 提案書式

提案書は様式集を参照し，日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じを基本にして下さい。

(3) 提案書の取扱い

ア 提出された提案書については，返却しません。

イ 発注者が必要と認める場合は，追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された提案書の著作権は，発注者に帰属します。

エ 提出された提案書は，必要な範囲で複製を作成することがあります。

オ 採用された提案書の情報公開があった場合は，本市情報

公開条例に基づき公開します。

カ 提案書の内容は，特別な場合を除き変更できないものとします。

(4) 本市からの提示資料等の取扱い

ア 本市が提示する資料及び回答書はプロポーザル募集要領等と一体のものとして，同等の効力を有するものとします。

イ 本市が提示する資料は，プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできません。

(5) 提案書提出者の失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は，失格又は無効とします。

ア 書類の提出が期限を過ぎた場合

イ 価格提案書が提案限度価格を超えた場合

ウ 価格提案書に記名押印がない場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような行為があった場合

オ 提案書全般について，様式集に従った構成となっていない場合

カ 提案書の内容がプロポーザル募集要領等と矛盾している場合

キ 提出する書類に虚偽の内容があった場合

7 要求水準書等に関する質疑及び見学

プロポーザル参加資格適合者に対して，要求水準書等の質問及び現地見学を認めます。

(1) 提出書類

ア プロポーザル募集要領等に関する質疑書（指定様式）

イ 現地見学申込書（指定様式）

(2) 質疑方法

質疑は質疑受付最終日の午後4時までに E-mail で提出してください。

E-mail: shisetsukanri@city.kashiwa.chiba.jp

（柏市上下水道局施設管理課）

(3) 質疑に対する回答

質疑回答は柏市ホームページに公表します。

8 プロポーザル辞退届

プロポーザルを辞退する場合はプロポーザル辞退届（指定様式）を質疑の受付期間内に速やかに持参提出してください。辞退しても今後の入札等において不利な扱いは行いません。

9 審査方法

(1) 委員会

本業務を受託する事業者を競争性，公正性，透明性を確保して選定するために，委員会を設置し，提案事項の内容の審査，その他必要事項の協議を行い，最優秀提案を選定し，契約の優先交渉権者を決定します。

(2) 提案書の説明

ア 提出された提案書のヒアリングを行います。ヒアリング時間は説明45分，質疑45分程度を予定します。出席者は6名以内とします。なお，ヒアリングには契約した際の責任者，又は担当者の出席を求めます。参加者である企業以外の者の出席は認めません。

イ パソコン その他説明に必要なものがある場合はプロポーザル参加者が用意すること。なお，プロジェクター，スクリーン及び接続ケーブル（HDMI）については，市で用意したものを利用できます。

ウ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認められません。

エ 当日，追加資料等（パワーポイント等の説明資料も含む）の配付は認めません。

(3) 審査項目と配点

審 査 項 目	配 点
ア 参加者の経営状況	15 点
イ 業務履行計画に関する事項	35 点
ウ 運転管理業務に関する事項	40 点

エ 保守管理業務に関する事項	30 点
オ 修繕業務に関する事項	20 点
カ その他任意提案に関する事項	20 点
キ 価格提案書に関する事項	40 点
合 計	200 点

(4) 最優秀提案の決定

委員会は、提案書に記載された内容について、各評価項目に対し、評価理由を明らかにした上で点数化し、合計点数が最も高い提案を最優秀提案とします。得点の合計が同点の場合は、次の順によって最優秀提案を選定する。①(キ)価格提案書に関する事項②(ウ)運転管理業務に関する事項③(エ)保守管理に関する事項

(5) 優先交渉権者の決定

ア 本市は、委員会の最優秀提案選定を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

イ 選定結果は、参加者に対し文書で通知し、審査の結果はホームページで公表します。

1 0 契約に関する事項

(1) 本市は優先交渉権者と契約交渉を行い、協議が整った場合に契約を締結します。

(2) 優先交渉権者と契約が締結できない場合は、審査結果の総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、契約を締結します。

(3) 提案者が一者であってもヒアリングを実施し、委員会において優先交渉権者となるか決定します。

1 1 その他留意事項

(1) 事故又は不正な行為及びその他の事由により委員会が認めるときは、プロポーザルを中止またはスケジュールを変更することがあります。

- (2) プロポーザル参加者が行う提案書作成等に係る費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 1つの参加者による複数提案は禁止とし、1つの提案のみの提出とします。

1 2 担当課

柏市上下水道局施設管理課

住所 〒277-0025 柏市千代田一丁目2番32号

TEL 04-7167-1166 (直通)

E-mail: shisetsukanri@city.kashiwa.chiba.jp